

# 中期報告書

(第33期中)

自 2025年4月1日

至 2025年9月30日

株式会社メディアリンクス

神奈川県川崎市幸区堀川町580-16

# 目 次

頁

## 表 紙

### 第一部 企業情報

#### 第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移 .....	1
2 事業の内容 .....	1

#### 第2 事業の状況

1 事業等のリスク .....	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 .....	2
3 重要な契約等 .....	3

#### 第3 提出会社の状況

1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等 .....	4
(2) 新株予約権等の状況 .....	4
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 .....	9
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移 .....	9
(5) 大株主の状況 .....	10
(6) 議決権の状況 .....	11
2 役員の状況 .....	11

#### 第4 経理の状況 .....

1 中間連結財務諸表	
(1) 中間連結貸借対照表 .....	13
(2) 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書 .....	15
中間連結損益計算書 .....	15
中間連結包括利益計算書 .....	16
(3) 中間連結キャッシュ・フロー計算書 .....	17
2 その他 .....	21

### 第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....

[期中レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5 第1項の表の第1号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年10月30日
【中間会計期間】	第33期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）
【会社名】	株式会社メディアリンクス
【英訳名】	MEDIA LINKS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 菅原 司
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市幸区堀川町580-16
【電話番号】	044-589-3440 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 長谷川 渉
【最寄りの連絡場所】	神奈川県川崎市幸区堀川町580-16
【電話番号】	044-589-3440 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 長谷川 渉
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第32期 中間連結会計期間	第33期 中間連結会計期間	第32期
会計期間	自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
売上高 (千円)	1,010,790	1,156,288	2,789,756
経常損失(△) (千円)	△452,394	△332,433	△522,886
親会社株主に帰属する中間(当期)純損失(△) (千円)	△456,866	△357,136	△561,936
中間包括利益又は包括利益 (千円)	△508,401	△351,885	△583,192
純資産額 (千円)	2,517,496	3,274,950	2,442,924
総資産額 (千円)	3,517,585	3,820,990	3,668,153
1株当たり中間(当期)純損失金額(△) (円)	△9.83	△5.85	△12.06
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	70.4	84.6	65.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△402,202	△30,552	△764,625
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△73,618	△176,096	△90,029
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	67,465	697,245	268,006
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	537,711	833,593	350,687

- (注) 1 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間(当期)純損失金額であるため記載しておりません。
- 3 当社は、株式給付信託(J-ESOP)を導入しております。当該株式給付信託が所有する当社株式については、中間連結財務諸表において自己株式として計上しております。1株当たり中間(当期)純損失金額を算定するための普通株式の期中平均株式数について、当該株式給付信託が所有する当社株式の数を控除しております。

#### 2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

当社グループは、前連結会計年度において、営業損失523百万円、経常損失523百万円、親会社株主に帰属する当期純損失562百万円を計上致しました。これにより6期連続して営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しました。取引金融機関からは、業績の安定化が図れるまでは新たな融資の検討は困難であるという見解を提示されております。

また、当中間連結会計期間においても、引き続き営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する中間純損失を計上しております。以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。当社グループでは、これらの状況を解消するため、以下の対応策を実施してまいります。

#### ア. 収益力の向上

当社は2023年4月に新製品「Xscend®」の発売を開始し、既存顧客の設備更新需要に対してこの新製品「Xscend®」の提案を行い、既に複数社に向けて納品しております。

前年度開催されたパリ2024オリンピック・パラリンピック競技大会の中継でも新製品「Xscend®」が採用されており、このような世界的なスポーツイベントでの採用実績をもとに、米州市場、EMEA市場の潜在的な新規顧客に対して積極的に新製品「Xscend®」の営業活動を進め、今後各地域における顧客基盤を拡充してまいります。

#### イ. 販売費及び一般管理費の削減

販売費及び一般管理費の見直しを継続的に行い徹底的なコスト削減を実施します。

具体的には、社内リソース配分を適正化することによって人件費の削減を図り、また、最適な輸送手段、タイミングの選択、輸送業者の見直しを行うことにより輸送費の削減を図るとともに、役員報酬の削減、旅費交通費の効率化も継続して実施してまいります。

#### ウ. 研究開発費効率化

内製化による外注費の削減、外注先の再検討を行い研究開発の効率化を進めます。

具体的には、開発部門でのリソース配分の見直しによって、従来外注していた業務の内製化による費用削減、外注先の再検討によって、外注費の単価の低減と効率化を継続的に進めることにより、今後も、研究開発費の効率化を実施してまいります。

#### エ. 資本政策等

第18回新株予約権の発行による資金調達を行うことにより、運転資金を確保すると同時に新製品Xscend®追加開発を加速させ、将来的な収益確保を実現してまいります。

上記施策の確実な実施により、当社グループの経営基盤を強化してまいりますが、原材料価格の高騰やアメリカの通商政策の動向、地政学的リスクの影響が解消される時期は、未だ不透明であることから、今後の売上高や営業キャッシュ・フローに及ぼす影響の程度や期間については不確実性があります。また、これらの対応策は実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しておりません。

## 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものです。

### (1) 経営成績の状況

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善、インバウンド消費の増加などを背景に、引き続き緩やかな回復基調で推移しました。一方で、ロシア・ウクライナ情勢、中東情勢を巡る地政学的リスクの長期化、アメリカの通商政策の影響、資源価格・原材料価格の高騰や物価の上昇、為替変動など、依然として先行きは極めて不透明な状況が続いております。このような状況の下、当社グループは米国及び日本を中心に事業展開を進めました。

アジア市場は、前期の受注残高が売上計上されたことなどもあり、前年同期に比べ緩やかな増収となりました。米州市場は、北米の主要顧客である大手通信事業者向けの売上が堅調に推移したことにより増収となりました。オ

ーストラリア市場は、機器の売上が減少したことなどが影響し、前年同期と比べて微減となりました。また、連結売上高に対する影響は大きくないものの、EMEA市場は増収となりました。

この結果、当中間連結会計期間における当社グループの売上高は、1,156百万円（前年同期比14.4%増）となりました。

製品グループ別内訳では、ハードウエアが763百万円（同41.2%増）、その他が393百万円（同16.4%減）となりました。海外売上高比率は、前期の80.9%から74.7%へと減少しました。利益面においては、売上総利益率は59.6%となり、売上総利益は689百万円（同9.3%増）となりました。

経費面では、研究開発費は354百万円（同1.1%増）となり、販売費及び一般管理費は、1,016百万円（同7.6%減）となりました。

損益面では、営業損失は327百万円（前年同期は営業損失470百万円）、経常損失は332百万円（前年同期は経常損失452百万円）、親会社株主に帰属する中間純損失は357百万円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純損失457百万円）となりました。なお、当社グループは、映像通信機器のメーカーとして事業を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため、セグメント別に事業を分類していません。

## (2) 財政状態の状況

### (資産)

当中間連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ153百万円増加し、3,821百万円となりました。主な変動要因は、現金及び預金の増加652百万円、売掛金の減少497百万円によるものです。

### (負債)

当中間連結会計期間末における負債は、前連結会計年度末に比べ679百万円減少し、546百万円となりました。主な変動要因は、1年内償還予定の社債の減少300百万円、買掛金の減少206百万円、1年内返済予定の長期借入金の減少183百万円によるものです。

### (純資産)

当中間連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末に比べ832百万円増加し、3,275百万円となりました。主な変動要因は、資本金の増加592百万円、資本剰余金の増加592百万円、親会社株主に帰属する中間純損失の計上による利益剰余金の減少357百万円によるものです。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ483百万円増加し、834百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果減少した資金は、31百万円（前年同期は402百万円の減少）となりました。その主な要因は、売上債権の減少496百万円、税金等調整前中間純損失の計上354百万円、仕入債務の減少206百万円によるものです。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果減少した資金は、176百万円（前年同期は74百万円の減少）となりました。その主な要因は、定期預金の預入による支出161百万円、有形固定資産の取得による支出9百万円によるものです。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果増加した資金は、697百万円（前年同期は67百万円の増加）となりました。その主な要因は、株式の発行による収入1,181百万円、社債の償還による支出442百万円、長期借入金の返済による支出185百万円、社債の発行による収入142百万円によるものです。

## (4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

## (5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間における当社グループの優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

## (6) 研究開発活動

当中間連結会計期間における研究開発費の金額は、354百万円（前年同期比1.1%増）となりました。

なお、当中間連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

## 3 【重要な契約等】

該当事項はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	90,000,000
計	90,000,000

###### ② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株） (2025年9月30日)	提出日現在発行数（株） (2025年10月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	70,265,300	71,565,300	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数は100株であります。(注)
計	70,265,300	71,565,300	—	—

(注) 1 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定の無い当社における標準となる株式であります。

2 「提出日現在発行数」は2025年10月29日現在の発行数であり、この半期報告書提出日2025年10月30日の新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

##### ① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

第18回新株予約権

当社は2025年3月27日開催の取締役会において、第18回新株予約権証券を発行することを決議し、2025年4月14日に当該新株予約権を発行しております。

決議年月日	2025年3月27日
新株予約権の数（個）※	320,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 32,000,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	当初行使価額 1株当たり72 (注) 5、6、7
新株予約権の行使期間※	自2025年4月15日 至2027年4月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、当該行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。 2. 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使の条件※	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項※	本新株予約権には譲渡制限は付されていない。但し、本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められている。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	—

※ 新株予約権の発行時（2025年4月14日）における内容を記載しております。

(注) 1 当該新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権であります。

2 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

(2) 本新株予約権の目的である株式の総数は32,000,000株（本新株予約権1個当たり100株（以下、「割当株式数」という。））とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×分割・併合の比率

その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。

3 本新株予約権の総数 320,000個

4 各本新株予約権の払込金額 金8円

5 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定

義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、当初72円とする。

## 6 行使価額の修正

- (1) 行使価額は、割当日の翌々取引日（「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）に初回の修正がなされ、以後1取引日が経過する毎に修正が行われる（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。）。本項に基づく修正が行われる場合、行使価額は、修正日に、当該修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいう。）の取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の95%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額（但し、当該金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。但し、いずれかの修正日の直前取引日において第7項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該修正日の行使価額は当該事由を勘案して合理的に調整される。
- (2) 下限行使価額は、当初36円とする。
- (3) 下限行使価額は、第7項の規定を準用して調整される。

## 7 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{行使価額} = \frac{\text{調整後}}{\text{行使価額}} \times \frac{\frac{\text{既発行}}{\text{普通株式数}} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合及び当社の株式報酬制度に基づき当社普通株式を交付する場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含むが、当社のストックオプション制度に基づき新株予約権を発行する場合を除く。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかるわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社

債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を使用した本新株予約権に係る新株予約権者（以下、「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{(調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に}\text{交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
  - (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
    - ① 1円未満の端数を四捨五入する。
    - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
    - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
  - (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
    - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
    - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
    - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
  - (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第6項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
  - (7) 第6項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
- 8 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容  
該当事項はありません。

## 9 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

当社は、割当予定先との間で、以下の内容を含む買取契約を締結しております。

### (1) 譲渡制限

割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会の決議による承認を要することとします。

### (2) ロックアップ

当社は、EVOLUTION JAPAN 証券株式会社（住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役社長：ショーン・ローソン）（以下「EJS」といいます。）による事前の書面による承諾（但し、当社が当該承諾について協議を求めた場合には、EJSは当該協議に応じるものとします。）を得ることなく、本買取契約の締結日に始まり本社債が残存している間において、当社普通株式又は当社普通株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行わず、またデット・エクイティ・スワップ等の実行による当社普通株式の発行又は当社普通株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行わず、さらに当社の指示により行為するいかなる者をしても上記の各行為を行わせないものとします。但し、EJSはかかる承諾を不合理に拒絶又は留保しないものとします。また、上記の制限は、当社が割当予定先又はその関係会社を相手方として上記各行為を行う場合、当社普通株式の株式分割により当社が当社普通株式を発行又は交付する場合、当社が当社普通株式の無償割当を行う場合、会社法第194条第3項に基づく自己株式の売渡し、当社のストックオプション制度又は株式報酬制度に基づき当社が当社の新株予約権若しくは当社普通株式を発行若しくは交付する場合、本新株予約権を発行する場合、本新株予約権の行使に基づき当社が当社普通株式を発行又は交付する場合及びその他適用法令により必要となる場合については適用されません。

### (3) 先買権

当社は、本買取契約の締結日に始まり、本社債が残存している間において、割当予定先以外の第三者に対して当社普通株式、新株予約権又は新株予約権付社債等（以下「本追加新株式等」といいます。）を発行又は交付しようとする場合には（以下、かかる発行又は交付を「本追加新株式発行等」といいます。）、EJSに対して、当該本追加新株式等の発行又は交付を決議する取締役会の開催日の3週間前までに、当該本追加新株式等の発行又は交付に係る主要な条件及び内容（当該本追加新株式等の種類、価額、数量、払込期日、引受契約の条件、引受予定先の名称・所在地を含みますが、これに限られません。以下同じ。）を記載した書面（以下「本通知書」といいます。）により通知しなければなりません。割当予定先は、EJSが本通知書を受領した後1週間以内に、本通知書に記載された条件・内容により、本追加新株式等を引き受けることを希望する旨を記載した書面（以下「応諾通知」といいます。）を当社に交付することにより、本追加新株式等を本通知書に記載された条件・内容により引き受けができるものとし、当該割当予定先以外の第三者に対して当該本追加新株式等を発行又は交付してはなりません。当社は、割当予定先からの応諾通知を受領しなかった場合に限り、本通知書に記載された条件・内容に従い（但し、証券の種類、価額、数量や経済条件に影響する引受契約の条件に係る変更以外で、本通知書に記載された条件・内容から軽微な変更がなされた場合であっても、本通知書に記載された条件・内容に従っているものとします。）、本通知書に記載された引受予定先に対してのみ、本追加新株式発行等を決議することができます。

なお、上記の定めは、以下に規定する各場合には適用されないものとします。

- ① ストックオプション目的により、当社の役職員若しくはコンサルタント若しくはアドバイザーに対して、新株予約権を付与し、又は当社普通株式を発行若しくは交付（上記ストックオプション目的により付与された新株予約権の行使に基づくものを除きます。）する場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、かつその発行規模が本買取契約締結時点における当社の発行済株式総数の5%未満であ

る場合。

- ② 当社が適用法令に従い開示した書類に記載された、本買取契約の締結日時点で既発行の株式（種類株式等で当社普通株式への転換請求権等を付与されているものを含みます。）、新株予約権又は新株予約権付社債等の行使又は転換の場合において、当該行使又は転換が当該書類に記載された条件から変更又は修正されずに、当該条件に従って行われる場合。
- ③ 上記の他、当社とEJSとが、別途先買権の対象外とする旨を書面により合意した場合。また、当社が本条項に違反した場合には、当社は所有者に対して遅滞なく違約金を支払わなければなりません。

10 当社の株券の売買について所有者との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項はありません。

11 当社の株券の貸借に関する事項について所有者と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

該当事項はありません。

12 その他投資者の保護を図るために必要な事項

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第18回新株予約権

		中間会計期間 (2025年4月1日から 2025年9月30日まで)
当該中間会計期間に権利行使された当該行使条件付新株予約権の数（個）		235,700
当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数（株）		23,570,000
当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等（円）		50
当該期間の権利行使に係る資金調達額（百万円）		1,181
当該中間会計期間の末日における権利行使をされた当該行使価額修正条項付新株予約権等の数の累計（個）		235,700
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権等に係る累計の交付株式数（株）		23,570,000
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権等に係る累計の平均行使価額等（円）		50
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権等に係る累計の資金調達額（百万円）		1,181

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減額（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2025年4月16日～ 2025年9月30日（注）	23,570,000	70,265,300	591,619	3,550,706	591,619	1,985,047

(注) 1 第18回新株予約権（行使価額修正条項付）の行使による増加であります。

2 2025年10月1日から2025年10月29日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,300,000株、資本金が33,617千円及び資本準備金が33,617千円増加しております。

3 この半期報告書提出日2025年10月30日の新株予約権の行使により発行された株式数、資本金及び資本準備金の増加は含まれておりません。

## (5) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合(%)
楽天証券株式会社	東京都港区青山2丁目6番21号	3,081,800	4.39
前田 喜美子	北海道河東郡	2,567,700	3.65
B NYM SA/NV FOR BN Y GCM CLIENT ACCO UNTS M LSCB RD (常任代理人 株式会社三井UFJ銀行 取締役頭取執行役員 半沢淳一)	ONE CHURCHILL PLACE, LONDON, E14 5HP UNIT ED KINGDOM	1,336,035	1.90
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEAR ANCE ACC FOR THIRD PARTY 常任代理人 香港上海銀行東京支店 セキュリティーズ・サービスズ・オペ レーションズ 部長 角田武士	10 HAREWOOD AVENUE LONDON NW1 6AA	798,900	1.14
むさし証券株式会社	埼玉県さいたま市大宮区桜木町4丁目33 3番地13	747,600	1.06
海老澤 一	茨城県筑西市	649,100	0.92
杉山 善一	岐阜県岐阜市	604,000	0.86
黒木 英治	福岡県飯塚市	560,000	0.80
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	530,038	0.75
井上 剛	東京都中央区	445,500	0.63
計	—	11,320,673	16.10

(注) 発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合(%)は、発行済株式の総数から自己株式数（56株）を除いた数に基づき算出しております。なお、当該自己株式には株式給付信託（J-ESOP）が保有する当社株式は含めておりません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 70,255,000	702,550	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 10,300	—	—
発行済株式総数	70,265,300	—	—
総株主の議決権	—	702,550	—

(注) 1 「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、株式給付信託（J-ESOP）の信託財産として株式会社日本カストディ銀行が保有している当社株式31,800株を含めて表示しております。

2 「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が100株（議決権の数1個）が含まれております。

② 【自己株式等】

当社は、株式給付信託（J-ESOP）を導入しており、信託財産として株式会社日本カストディ銀行が当社株式31,800株を保有しています。当該株式につきましては、中間連結財務諸表においては会計処理基準に基づき自己株式として計上しておりますが、前記「① 発行済株式」においては、会社法に規定する自己株式に該当せず議決権も留保されているため、「完全議決権株式（その他）」に含めており、「議決権制限株式（自己株式等）」または「完全議決権株式（自己株式等）」には含めていません。従いまして、該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

#### **第4【経理の状況】**

##### **1 中間連結財務諸表の作成方法について**

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

##### **2 監査証明について**

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表について、監査法人まほろばによる期中レビューを受けております。

## 1 【中間連結財務諸表】

### (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流动資産		
現金及び預金	356,348	1,007,992
売掛金	818,313	321,732
商品及び製品	1,340,619	1,319,633
仕掛品	311,777	297,413
原材料及び貯蔵品	482,665	521,218
その他	114,023	120,988
流动資産合計	3,423,745	3,588,977
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	750	726
工具、器具及び備品（純額）	73,068	61,780
リース資産（純額）	38,261	35,501
有形固定資産合計	112,078	98,006
無形固定資産		
ソフトウエア	1,547	4,530
その他	1,259	867
無形固定資産合計	2,806	5,397
投資その他の資産		
投資有価証券	0	0
繰延税金資産	96,075	95,813
その他	33,448	32,796
投資その他の資産合計	129,523	128,609
固定資産合計	244,408	232,012
資産合計	3,668,153	3,820,990
<b>負債の部</b>		
流动負債		
買掛金	285,100	79,505
1年内償還予定の社債	300,000	—
1年内返済予定の長期借入金	291,591	108,935
未払法人税等	12,535	15,136
前受金	68,818	35,203
その他	153,343	197,980
流动負債合計	1,111,387	436,759
固定負債		
长期借入金	23,768	21,026
リース債務	31,241	27,491
株式給付引当金	6,028	5,951
長期未払金	1,240	1,240
その他	51,566	53,572
固定負債合計	113,843	109,280
負債合計	1,225,229	546,039

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,959,088	3,550,706
資本剰余金	1,393,429	1,985,047
利益剰余金	△2,221,463	△2,578,599
自己株式	△34,957	△34,957
<b>株主資本合計</b>	<b>2,096,097</b>	<b>2,922,198</b>
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	305,477	310,728
<b>その他の包括利益累計額合計</b>	<b>305,477</b>	<b>310,728</b>
新株予約権	41,350	42,024
純資産合計	2,442,924	3,274,950
負債純資産合計	3,668,153	3,820,990

## (2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

## 【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
売上高	1,010,790	1,156,288
売上原価	380,849	467,563
売上総利益	629,941	688,725
販売費及び一般管理費		
役員報酬	65,206	61,585
給料及び手当	287,773	242,243
研究開発費	349,570	353,502
その他	397,183	358,710
販売費及び一般管理費合計	1,099,732	1,016,041
営業損失(△)	△469,791	△327,316
営業外収益		
受取利息	87	1,106
助成金収入	379	46
為替差益	21,115	—
その他	99	128
営業外収益合計	21,679	1,280
営業外費用		
支払利息	4,188	2,111
新株予約権発行費	—	4,081
為替差損	—	147
その他	94	58
営業外費用合計	4,282	6,397
経常損失(△)	△452,394	△332,433
特別損失		
情報セキュリティ対策費	—	21,937
特別損失合計	—	21,937
税金等調整前中間純損失(△)	△452,394	△354,370
法人税、住民税及び事業税	3,439	2,245
法人税等調整額	1,033	521
法人税等合計	4,472	2,766
中間純損失(△)	△456,866	△357,136
親会社株主に帰属する中間純損失(△)	△456,866	△357,136

## 【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純損失（△）	△456,866	△357,136
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△51,535	5,251
その他の包括利益合計	△51,535	5,251
中間包括利益	△508,401	△351,885
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△508,401	△351,885
非支配株主に係る中間包括利益	—	—

## (3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前中間純損失（△）	△452,394	△354,370
減価償却費	22,681	23,631
株式給付引当金の増減額（△は減少）	△307	△77
受取利息及び受取配当金	△87	△1,106
支払利息	4,188	2,111
為替差損益（△は益）	△7,853	7,320
情報セキュリティ対策費	—	21,937
売上債権の増減額（△は増加）	575,323	496,212
棚卸資産の増減額（△は増加）	△245,437	△4,298
仕入債務の増減額（△は減少）	△325,100	△205,660
前受金の増減額（△は減少）	△36,103	△32,605
その他	78,997	45,303
小計	△386,092	△1,603
利息及び配当金の受取額	87	527
利息の支払額	△4,607	△2,036
情報セキュリティ対策費の支払額	—	△21,937
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△11,590	△5,504
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△402,202</b>	<b>△30,552</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△70,709	△9,401
無形固定資産の取得による支出	△678	△3,457
定期預金の預入による支出	—	△161,007
その他	△2,231	△2,231
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△73,618</b>	<b>△176,096</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入金の返済による支出	△272,915	△185,398
社債の発行による収入	—	142,000
社債の償還による支出	—	△442,000
新株予約権の発行による収入	—	2,560
株式の発行による収入	341,393	1,181,352
リース債務の返済による支出	△1,013	△1,269
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>67,465</b>	<b>697,245</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,643	△7,690
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△409,998	482,907
現金及び現金同等物の期首残高	947,709	350,687
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 537,711	※ 833,593

## 【注記事項】

### (継続企業の前提に関する事項)

当社グループは、前連結会計年度において、営業損失523百万円、経常損失523百万円、親会社株主に帰属する当期純損失562百万円を計上致しました。これにより6期連続して営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しました。取引金融機関からは、業績の安定化が図れるまでは新たな融資の検討は困難であるという見解を提示されております。

また、当中間連結会計期間においても、引き続き営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する中間純損失を計上しております。以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。当社グループでは、これらの状況を解消するため、以下の対応策を実施してまいります。

#### ア. 収益力の向上

当社は2023年4月に新製品「Xscend®」の発売を開始し、既存顧客の設備更新需要に対してこの新製品「Xscend®」の提案を行い、既に複数社に向けて納品しております。

前年度開催されたパリ2024オリンピック・パラリンピック競技大会の中継でも新製品「Xscend®」が採用されており、このような世界的なスポーツイベントでの採用実績をもとに、米州市場、EMEA市場の潜在的な新規顧客に対して積極的に新製品「Xscend®」の営業活動を進め、今後各地域における顧客基盤を拡充してまいります。

#### イ. 販売費及び一般管理費の削減

販売費及び一般管理費の見直しを継続的に行い徹底的なコスト削減を実施します。

具体的には、社内リソース配分を適正化することによって人件費の削減を図り、また、最適な輸送手段、タイミングの選択、輸送業者の見直しを行うことにより輸送費の削減を図るとともに、役員報酬の削減、旅費交通費の効率化も継続して実施してまいります。

#### ウ. 研究開発費効率化

内製化による外注費の削減、外注先の再検討を行い研究開発の効率化を進めます。

具体的には、開発部門でのリソース配分の見直しによって、従来外注していた業務の内製化による費用削減、外注先の再検討によって、外注費の単価の低減と効率化を継続的に進めることにより、今後も、研究開発費の効率化を実施してまいります。

#### エ. 資本政策等

第18回新株予約権の発行による資金調達を行うことにより、運転資金を確保すると同時に新製品Xscend®追加開発を加速させ、将来的な収益確保を実現してまいります。

上記施策の確実な実施により、当社グループの経営基盤を強化してまいりますが、原材料価格の高騰やアメリカの通商政策の動向、地政学的リスクの影響が解消される時期は、未だ不透明であることから、今後の売上高や営業キャッシュ・フローに及ぼす影響の程度や期間については不確実性があります。また、これらの対応策は実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しておりません。

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

一部の連結子会社の税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金	545,688千円	1,007,992千円
計	545,688	1,007,992
預入期間が3か月超の定期預金	△1,977	△168,388
J-ESOP信託別段預金	△6,000	△6,011
現金及び現金同等物	537,711	833,593

(株主資本等関係)

I 前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

2 株主資本の著しい変動

当社が2023年3月23日に発行した第17回新株予約権について、新株予約権の権利行使が行われました。この結果、当中間連結会計期間において、資本金及び資本準備金がそれぞれ170,817千円増加し、当中間連結会計期間末において資本金が2,959,088千円、資本準備金が1,393,429千円となっております。

II 当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

2 株主資本の著しい変動

当社が2025年4月14日に発行した第18回新株予約権について、新株予約権の権利行使が行われました。この結果、当中間連結会計期間において、資本金及び資本準備金がそれぞれ591,619千円増加し、当中間連結会計期間末において資本金が3,550,706千円、資本準備金が1,985,047千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）及び当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

当社グループは、映像通信機器のメーカー事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

収益の分解情報

当社グループは、映像通信機器のメーカー事業を営んでおり、主な財又はサービスの種類は、製品販売及び保守サービスであります。

収益認識の時期による計上額は以下のとおりです。

I 前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：千円)

一時点で移転される財	686,407
一定の期間にわたり移転されるサービス	324,383
外部顧客への売上高	1,010,790

II 当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：千円)

一時点で移転される財	857,124
一定の期間にわたり移転されるサービス	299,164
外部顧客への売上高	1,156,288

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1 株当たり中間純損失金額 (△)	△ 9 円83銭	△ 5 円85銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純損失金額 (△) (千円)	△456, 866	△357, 136
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純 損失金額 (△) (千円)	△456, 866	△357, 136
普通株式の期中平均株式数 (株)	46, 491, 299	61, 025, 351
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株 当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在 株式で、前連結会計年度末から重要な変動があつ たものの概要	—	—

- (注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり中間純損失  
金額であるため記載しておりません。  
 2 当社は、株式給付信託（J-ESOP）を導入しております。当該株式給付信託が所有する当社株式について  
は、中間連結財務諸表において自己株式として計上しております。1 株当たり中間純損失金額を算定する  
ための普通株式の期中平均株式数について、当該株式給付信託が所有する当社株式の数を控除しております  
（前中間連結会計期間32, 056株、当中間連結会計期間31, 856株）。

(重要な後発事象)

当中間連結会計期間（自2025年4月1日至2025年9月30日）終了後、当社が2025年4月14日に発行いたしました第  
18回新株予約権（行使価額修正条項付）の権利行使が行われました。

2025年10月1日から2025年10月29日までの新株予約権の行使の概要は以下のとおりであります。

- (1) 行使された新株予約権の個数 13, 000個
- (2) 交付株式数 1, 300, 000株
- (3) 資本金増加額 33, 617千円
- (4) 資本準備金増加額 33, 617千円

以上の結果、2025年10月29日現在の発行済株式数は71, 565, 300株、資本金は3, 584, 323千円、資本準備金は  
2, 018, 664千円となっております。

(注) この半期報告書提出日2025年10月30日の新株予約権の行使により発行された株式数、資本金及び資本準備金の  
増加は含まれておりません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## **第二部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年10月29日

株式会社 メディアリンクス

取締役会 御中

監査法人まほろば  
東京都港区

指 定 社 員 公認会計士 関 根 一 彦  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 赤 坂 知 紀  
業 務 執 行 社 員

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メディアリンクスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メディアリンクス及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは前連結会計年度において、営業損失523百万円、経常損失523百万円、親会社株主に帰属する当期純損失562百万円を計上しており、これにより6期連続して営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当中間連結会計期間においても、営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する中間純損失を計上している。取引金融機関からは、業績の安定化が図れるまでは新たな融資の検討は困難であるという見解を提示されている。以上の状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、当中間連結会計期間終了後、2025年10月29日までに、第18回新株予約権の権利行使が行われ、資本金及び資本準備金がそれぞれ33,617千円増加している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・ 繼続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。